

議第 90 号

令和5年度 近江八幡市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度近江八幡市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,026,902 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,936,614 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和 5 年 8 月 29 日提出

近江八幡市長 小西 理

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料		615,322	3,015	618,337
	1 使用料	306,121	3,015	309,136
14 国庫支出金		6,645,202	45,816	6,691,018
	1 国庫負担金	4,665,740	△100,668	4,565,072
	2 国庫補助金	1,966,956	146,484	2,113,440
15 県支出金		3,143,159	△42,953	3,100,206
	2 県補助金	1,283,462	△42,953	1,240,509
17 寄附金		2,000,180	4,605	2,004,785
	1 寄附金	2,000,180	4,605	2,004,785
18 繰入金		3,753,712	123,737	3,877,449
	1 特別会計繰入金		198	198
	2 基金繰入金	3,753,712	123,539	3,877,251
19 繰越金		1	808,377	808,378
	1 繰越金	1	808,377	808,378
20 諸収入		708,795	35,205	744,000
	5 雑入	661,765	35,205	696,970
21 市債		1,992,700	49,100	2,041,800
	1 市債	1,992,700	49,100	2,041,800
歳入	合計	38,909,712	1,026,902	39,936,614

# 歳 出

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		242,240	110	242,350
	1 議会費	242,240	110	242,350
2 総務費		7,323,273	470,403	7,793,676
	1 総務管理費	6,619,269	468,560	7,087,829
	2 徴税費	283,173	1,744	284,917
	3 戸籍住民基本台帳費	264,231	99	264,330
3 民生費		15,090,358	263,288	15,353,646
	1 社会福祉費	7,590,745	74,791	7,665,536
	2 児童福祉費	6,325,274	71,674	6,396,948
	3 生活保護費	1,174,339	116,823	1,291,162
4 衛生費		3,935,508	53,315	3,988,823
	1 保健衛生費	2,580,335	51,880	2,632,215
	2 清掃費	1,355,173	1,435	1,356,608
5 労働費		29,386	218	29,604
	2 労働諸費	29,386	218	29,604
6 農林水産業費		1,138,576	11,218	1,149,794
	1 農業費	1,122,146	2,997	1,125,143
	2 林業費	14,339	7,678	22,017
	3 水産業費	2,091	543	2,634
7 商工費		274,486	6,447	280,933
	1 商工費	274,486	6,447	280,933
8 土木費		2,602,886	87,382	2,690,268
	1 土木管理費	27,258	7,537	34,795
	2 道路橋りょう費	687,933	26,782	714,715
	4 都市計画費	1,312,104	39,004	1,351,108
	5 住宅費	435,398	14,059	449,457
9 消防費		964,363	13,340	977,703
	1 消防費	964,363	13,340	977,703
10 教育費		4,815,314	121,181	4,936,495
	1 教育総務費	406,776	9	406,785
	2 小学校費	376,288	16,847	393,135

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	180,444	3,168	183,612
	4 幼稚園費	438,186	3,405	441,591
	5 社会教育費	1,034,144	40,838	1,074,982
	6 保健体育費	2,379,476	56,914	2,436,390
歳	出	合	計	
		38,909,712	1,026,902	39,936,614

## 第2表 債務負担行為補正

### 1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度ふるさと納税 ワンストップ特例申請業務委託事業	令和6年度	42,499
市民バス運行事業（運行委託）	令和6年度から 令和8年度まで	388,234
固定資産税評価業務委託事業	令和6年度から 令和8年度まで	26,196
総合福祉センター空調改修事業	令和6年度	64,702
乳児おむつ等支給子育て支援 業務委託事業	令和6年度から 令和8年度まで	75,927
北里学区認定こども園 整備工事設計業務委託	令和6年度	20,985
令和6年度保健センター 集団ガン検診業務委託事業	令和6年度	16,254
令和6年度指定ごみ袋購入事業	令和6年度	36,160
勤労者福祉センター 施設管理運営事業	令和6年度	7,763
安土城郭資料館管理運営事業	令和6年度から 令和8年度まで	14,340
小学校ICT業務支援員 派遣委託事業	令和6年度から 令和8年度まで	23,871
駅南総合スポーツ 施設管理運営事業	令和6年度から 令和10年度まで	40,245

### 第3表 地方債補正

#### 1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合福祉センター 施設改修事業	37,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内  (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件による。 銀行その他の場合には、その債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び 償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利 に借換えすることができる。

#### 2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国庫補助 市道長寿命化事業	1,200	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内  (ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利 率)	政府資金 について は、その融 資条件によ る。銀行そ 他の場合 には、その 債権者と協 定するもの による。 ただし、 市財政の都 合により、 据置期間及 び償還期限 を短縮し、 若しくは繰 上償還又は 低利に借換 えすること ができる。	2,700	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
都市公園施設長寿命化 整備事業	20,200				27,000			
安土文芸の郷公園 施設長寿命化整備事業	17,000				20,200			

## 提案理由

総務費において、電算システム維持管理事業で総合支所、総合福祉センター等にて情報系ネットワークの無線化として委託料、交通安全対策推進事業で65歳以上および高校生世代以下に自転車ヘルメット購入費を支援するため負担金補助及び交付金、通学路安全対策施設整備事業で合同点検に伴うグリーンベルト及び路面標示整備として工事請負費、基金積立金で前年度繰越金に伴う財政調整基金積立金を追加する。民生費において、総合福祉センター施設改修事業で空調設備が機能不全及び低下しているため予定時期よりも先行実施経費として工事請負費、乳児おむつ等支給子育て支援事業で令和6年4月から事業開始する準備経費として委託料等を追加する。衛生費において、0次予防センター整備事業で令和6年10月に診療所開設するため施設改修設計費として委託料を追加する。農林水産業費において、単独治山事業で島町地先法面崩落対策に係る設計費として委託料を追加する。土木費において、都市公園施設長寿命化整備事業で個性ある公園整備に係る設計費として委託料を追加する。教育費において、小学校施設整備事業及び中学校施設整備事業で不審者の侵入を防止するため囲障及び門扉改修、防犯カメラの設置に係る設計費として委託料、幼稚園運営事業で全公立幼稚園において預かり保育を実施するため会計年度任用職員報酬、給食センター運営事業でセンター調理機能が不全となった緊急時対応として簡易給食を備蓄するため物件費等を追加するとともに、各費目において、前年度国庫及び県支出金等の精算に伴う償還金利子及び割引料を追加、各施設の緊急修繕に伴う物件費等を精査し補正する。

これらの財源については、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、諸収入及び市債並びに繰入金及び繰越金で財源調整し充当する。